

# 近畿税理士会天王寺支部懇談会

日 時：令和8年1月9日(金) 10:00～11:30

場 所：天 王 寺 稅 務 署 2階大会議室

稅務署長挨拶

支部長挨拶

# 天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

## 1 租税教育

### (1) 税の作文表彰式

令和7年12月11日(木)、中学の「税についての作文」及び  
「税に関する高校生の作文」表彰式を天王寺区役所講堂で挙行  
近畿税理士会天王寺支部に対し、租税教育推進に係る

大阪国税局長表彰を授与

### (2) 租税教室

租税教室未開催の全中学校に対し、開催に向けた勧奨を実施

## 2 確定申告書等の提出について

確定申告申告書等の提出については、e-Taxによる提出及び  
早期提出をお願いします。

また、署内の申告書等の際、一括受付は行いません。



# 天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

## 3 申告書等控えへの收受日付印について

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続きの見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等への控えに收受日付印の押なつを行なっておりません。

申告書を提出する際は、申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)してください。

## 4 令和8年7月10日以降に新たに内部事務センター化の対象となる税務署について

令和8年7月10日以降、税務署における内部事務の効率化等、納税者利便の向上などを目指し、今後天王寺税務署を含めて、全税務署がセンター化の対象となる予定です。

別添1の  
資料を参照



# 天王寺税務署からの連絡事項（管理運営部門）

## キャッシュレス納付の利用拡大について

### インターネットバンキング

- 事前にe-Taxの利用開始手続を行うことで、インターネットバンキングにより国税を電子納付することが可能です。

### クレジットカード納付

- 事前の手続なしで、パソコンやスマートフォンから国税クレジットカードお支払サイトを通じて、国税の納付手続が可能です。
- 納付税額に応じた決済手数料がかかるものの、24時間利用できますので、時間を気にせず、納付手続が行えます。

### スマホアプリ納付

- e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税スマートフォン決済専用サイト」から、納税者が利用可能なPay払いを選択して納付する手續です。

※ 令和8年1月4日以降、amazonpayの取扱いが終了します。

国税スマートフォン決済専用サイトから選択できなくなるのでご注意ください。

次の5つのPay払いから納付手続が行えます。



# 天王寺税務署からの連絡事項（管理運営部門）

## キャッシュレス納付の利用拡大について

### 【参考】納付書の送付に関するお知らせ

国税庁では、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでおり、また、行政コストを縮減する観点から、次の方に対し、令和6年5月以降に送付する分から、納付書の事前の送付を取りやめております。

### 事前送付を行わないこととなる方

- ① e-Taxにより申告書を提出されている法人の方
- ② e-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人の方
- ③ e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望された個人の方
- ④ 「納付書」を使用しない次の手段により納付されている法人・個人の方  
ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)・振替納税・インターネットバンキング等による納付・クレジットカード納付・スマホアプリ納付・コンビニ納付(QRコード)  
\* ①、④に該当したとしても、消費税の中間申告分については事前送付しております。

※ QRコードは株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

消費税の中間申告分については、納付書をe-Tax義務化法人の方を除き、対象者へ引き続き送付しています。これにより、消費税の中間申告書兼納付書は届く一方で、法人税の予定申告分納付書は届かない場合がございますので、特に法人税予定申告分の納付忘れにご注意ください。

納付書送付対象法人(予定・中間申告分)		電子申告義務化法人以外(前年事績)		
電子申告義務化法人	納付書を使用しない納付方法	金融機関・税務署窓口での納付		書面申告
		電子申告	書面申告	
法人税	×	×	×	○
消費税	×	○	○	○

# 天王寺税務署からの連絡事項（管理運営部門）

## PDFファイルによる電子納税証明書について

パソコン、スマートフォン及びタブレット端末からe-Taxを使って、納税証明書の交付請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください！！

### 特徴及び利便性

- ・ e-Taxソフト(WEB版)から電子署名を付与した納税証明書交付請求書を提出し、手数料をインターネットバンキングやATMで納付することで、税務署へ出向くことなく電子納税証明書(PDFファイル)を受領できます。
- ・ 受領した電子納税証明書(PDFファイル)(※)は、自宅やコンビニで印刷可能な上、何枚でも印刷してお使いいただけますので、複数枚を提出する場合等、非常に便利です。  
※ 電子納税証明書(PDFファイル)をダウンロードできる期間は、メッセージボックスに発行受付結果(電子納税証明書の発行準備が整った旨の通知)が配信されてから 90 日間です。
- ・ 手数料が書面による請求に比べ安価(通常400円⇒370円)です。

### 【スマートフォン及びタブレット端末による電子納税証明書等の申請について】

- ・ 電子納税証明書(PDF形式)の交付請求から受取まで、スマートフォン及びタブレット端末を使用して申請ができます。
- ・ スマートフォン及びタブレット端末を使用した電子納税証明書(PDF形式)の交付請求には、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。  
なお、交付請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。

### «請求から受取まで簡単な3ステップで手続完了»

- ① e-Taxホームページからログイン、「納税証明書の交付請求(電子交付用)」を選択
- ② 納税証明書の請求データを作成、マイナンバーカードを読み込んで電子署名を付与し、請求データを送信
- ③ メッセージボックスに手数料の案内が格納されるため、インターネットバンキングで手数料を納付後、納税証明書データをダウンロード

# 天王寺税務署からの連絡事項（管理運営部門）

## 期限内納付について

振替納税手続により申告後の納付手続が不要！  
「予納制度」の利用により、確定申告で一時に納付する負担を軽減！！

### 期限内納付

期限内納付に向けて、納期限の周知及び期限内納付指導をお願いします。

#### 【令和7年分確定申告の納期限】

- ① 所得税及び復興特別所得税……………令和8年3月16日(月)
- ② 消費税及び地方消費税(個人事業者)……………令和8年3月31日(火)

### 振替納税

振替日の周知及び期限内納付指導をお願いします。

#### 【令和7年分確定申告の振替日】

- ① 所得税及び復興特別所得税……………令和8年4月23日(木)
- ② 消費税及び地方消費税(個人事業者)……………令和8年4月30日(木)

#### 【利用可能税目】

- ・ 所得税及び復興特別所得税  
期限内に申告された確定申告(3期)分、延納分及び予定納税(1期、2期)分
- ・ 消費税及び地方消費税(個人事業者)  
期限内に申告された確定申告分及び中間申告分

# 天王寺税務署からの連絡事項（管理運営部門）

## 還付金の受取について

国税還付金の受取は、口座振込をご利用ください！！

### 還付される税金の振込先の記載

- 還付金の振込先は、申告書(本人)名義の口座に限ります。
- 申告書には申告者のフリガナ及び振込先を確実に記載してください。  
申告書記載の氏名と口座名義が異なる場合は、振込不能となり、還付金の受取が遅くなることがあります(口座名義に店名、事務所名などの名称(屋号)が含まれる、又は婚姻等により姓が変わった場合はご注意ください。)。
- 納税管理人が指定されている場合、納税管理人の口座を記載してください。

<銀行・信用金庫等の口座への振込みの場合>  
(所得税確定申告書の場合)

銀行名、支店名 は統廃合等に による名称変更 に注意して記 入してください。	受 取 場 所	OOOO	銀行 金庫・組合 農協・漁協	△△△△△	本店・支店 出張所 本所・支所	
郵便局 名便等	※記載不要	預金 種類	普通	当座	納税準備	貯蓄
口座番号 記号番号	1 2 3 4 5 6 7					

該当欄に○印  
を記入してく  
ださい。  
(総合口座は  
「普通」)

<ゆうちょ銀行(郵便局)の貯金口座への振込みの場合>  
(所得税確定申告書の場合)

受 取 場 所	※記載不要	銀行 金庫・組合 農協・漁協	※記載不要	本店・支店 出張所 本所・支所		
郵便局 名便等	※記載不要	預金 種類	普通	当座	納税準備	貯蓄
口座番号 記号番号	1 2 3 4 0	—	1 2 3 4 5	6 7 1		

記号(5桁)

番号(2~8桁)

### 還付処理の目安

- 国税還付金の受取につきましては、申告書を提出されてから、1か月半程度かかる場合があります。
- 自宅等からe-Taxを利用して提出された還付申告(来署によるe-Tax還付申告を除く。)は、3週間程度での還付を目指し、書面申告と比べて早期処理を行っています。なお、訂正申告や書類不備、書面による別送書類がある場合には、3週間程度での還付処理の対象外となります。

# 天王寺税務署からの連絡事項（管理運営部門）

## 公金受取口座の登録・利用について

### 公金受取口座の記載

- 公金受取口座へ登録する口座は、申告書(本人)名義の口座に限ります。
- 「還付される税金の受取場所」に記載する預貯金口座を公金受取口座として登録する場合には、「公金受取口座登録の同意」欄に「○」を記入してください。
- 公金受取口座への振込みを希望(既に公金受取口座の登録がお済の方に限ります。)する場合は、「公金受取口座の利用」欄に「○」を記入してください。  
なお、この場合には、「還付される税金の受取場所」に銀行名等を記載する必要はありません。
- 公金受取口座の利用に「○」があり、「還付される税金の受取場所」にも記載がある場合は、記載された振込先に還付金が振り込まれます。
- 納税管理人を指定している場合は、その納税管理人名義の預貯金口座が還付金の振込先となり、納税管理人名義の口座を公金受取口座として登録・利用はできません。

#### <公金受取口座の登録の場合>

(所得税確定申告書の場合)

還受付 け る場 所	銀行名、支 店名は統廃 合等による 名称変更に 注意して記 入してく ださい。	OOOO	銀行 金庫・組合 農協・漁協	△△△△△	本店・支店 出張所 本所・支所	
郵便局 名等	※記載不要	預金 種類	普通	当座	納税準備	貯 蓄
口座番号 記号番号	1 2 3 4 5 6 7					
公金受取口座登録の同意			<input type="radio"/>			
公金受取口座の利用			<input type="radio"/>			

「公金受取口座登録の同意」欄に○印を記入してください。

#### <公金受取口座の利用の場合>

(所得税確定申告書の場合)

還受 付 さ れ る 税 金 の 所	※記載不要	銀行 金庫・組合 農協・漁協	※記載不要	本店・支店 出張所 本所・支所		
郵便局 名等	※記載不要	預金 種類	普通	当座	納税準備	貯 蓄
口座番号 記号番号	※記載不要					
公金受取口座登録の同意			<input type="radio"/>			
公金受取口座の利用			<input type="radio"/>			

「公金受取口座の利用」欄に○印を記入してください。  
銀行名等の口座情報は記載しないでください。

(注)インターネット専用銀行は、特定の銀行を除き振込みができませんので、お取引先の銀行へお問い合わせください。

# 天王寺税務署からの連絡事項（管理運営部門）

## 国税還付金の振込に係る電子通知について

### 国税還付金の振込に係る電子通知の利用拡大

令和5年6月より運用を開始した還付金の振込に係る電子通知について、納税者の利便性の向上及び事務の効率化につながるよう更なる利用拡大を図る目的から、次の取組を実施しています。

＜令和7年分確定申告書等作成コーナーにおける対応＞

確定申告書等作成コーナー（マイナンバーカード方式）で還付申告等を作成する場合、「通知方法の選択」画面において、電子通知希望が「はい」、通知種類が「還付金振込通知」に初期設定

なお、税理士が確定申告書等作成コーナーを利用して代理送信を行う場合も同様の設定

**e-Taxで受取を希望の方**

e-Taxで受け取りを希望しますか？ **必須** ?

はい  いいえ

通知を希望する項目を選択してください。

還付金の振込通知  予定納税額の通知

**そのまま次の画面へお進みください。**

還付金の振込通知や予定納税額の通知がある場合、書面に代えてe-Taxで受け取ることができます。  
書面で受け取る場合と同様の内容をe-Taxの通知書等一覧に格納いたします。

e-Taxで受け取りを希望しますか？ **必須** ?

はい  いいえ

通知を希望する項目を選択してください。

還付金の振込通知  予定納税額の通知

※通知書がe-Taxの通知書等一覧に格納された場合、e-Taxにご登録いただいているメールアドレスへお知らせします。マイナンバーカード等でe-Taxにログインして通知書を確認してください。

**はがきで受取を希望の方**

この申告書に係る通知等がある場合、e-Taxでの通知を希望しますか？ **必須** ?

はい  いいえ

**「いいえ」を選択してください**



# 天王寺税務署からの連絡事項（管理運営部門）

## 所得税及び復興特別所得税確定申告書等用紙の送付等について

### 送付対象者等

継続申告見込者に対して、前年の申告方法に応じて次のとおり、所得税及び復興特別所得税確定申告書等用紙を送付します。

なお、継続申告見込者とは、事業・農業・不動産所得があり、青色申告決算書・収支内訳書の作成が必要な方、予定納税や公的年金等所得のある方のほか、消費税の課税事業者の方などです。

令和6年分申告方法	令和7年分送付状況等	プレプリント 申告書等送付	お知らせはがき、お知らせ通知 書の送付（注1）	「申告のお知らせ」の メッセージボックスへの格納
電子	税理士関与	×	×	○
	来署による作成コーナー用PCでの送信	×	○	
	納税協会等の代理送信（注3）	×	○	
	ID・パスワード方式での送信	×	○	
	マイナンバーカード方式での送信	×	×	
書面	税理士関与	×	×	×
	庁HP作成コーナー（スマホ利用含む。）	×	○（注2）	
	納税協会等の相談機関利用者（注3）	×	○（注2）	
	会計ソフト等	×	○（注2）	
	その他（自主作成等）	○（注4）		

（注）1 白色申告で、前年分が還付かつ利子、配当、雑所得のいずれかを有する者については送付対象者から除外する。

2 利用者識別番号がなく、お知らせはがきに青白情報のみを表示している者は、送付しない。

3 納税協会等とは、納税協会、商工会・商工会議所、地区相談会場、地方税当局である。

4 プレプリント申告書又はお知らせはがき等が送付される。

# 天王寺税務署からの連絡事項（管理運営部門）

## 所得税及び復興特別所得税確定申告書等用紙の送付等について

### 送付等時期

送付用紙の種類	郵便局持込日等
① メッセージボックスへの連絡	1月中旬～1月下旬(前年1月22日(水))
② 確定申告のお知らせはがき(来署以外用)	令和8年1月16日(金)
③ 確定申告のお知らせはがき(来署用)	令和8年1月28日(水)
④ 確定申告のお知らせ通知書	令和8年1月23日(金)
⑤ 確定申告書プレプリント用紙	令和8年1月16日(金)

### [参考]予定納税額等の確認方法

#### ① 「通知書」等からの確認

納税者には、「予定納税額通知書」や「消費税等中間申告書」を送付させていただいておりますので、その通知書等から予定納税額等を確認してください。

#### ② 「申告のお知らせ」からの確認

税理士の方の電子証明書を添付した「電子申告・納税等開始届出書」を代理送信により提出していただいた場合、納税者のメッセージボックスに「申告のお知らせ」が格納されます。

なお、メッセージボックスに格納された「申告のお知らせ」には、申告書作成時に必要な予定納税額等が表示されておりますので、確認してください。

### 【留意事項】「申告のお知らせ」の転送設定

平成31年1月以降、e-Taxのメッセージボックスのセキュリティを強化し、納税者がメッセージボックスに格納された個人情報を閲覧するためには、本人の電子証明書が必要となります。

このため、電子証明書を保有しない納税者は、「申告のお知らせ」が閲覧できなくなりますが、委任関係のある税理士のメッセージボックスに「申告のお知らせ」を転送することで、税理士の方が確認できます。

# 天王寺税務署からの連絡事項（管理運営部門）

## 納付書の送付について

納付書については、原則として、①振替納税又はダイレクト納付を利用されている方、②前年に還付申告又は申告納税額が0円の方、③納付書を使用しない納付方法(クレジットカード納付、スマホアプリ納付など)」により納付した方を除き、送付します。

また、申告書の提出後に、別途、税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんのでご注意ください。

### 【納付書の送付方法】

送付区分	納付書送付方法
① メッセージボックスへの連絡	納付書のみ単独で送付 <u>令和8年1月23日(金)(郵便局持込み)</u>
② 確定申告のお知らせはがき	送付なし
③ 確定申告のお知らせ通知書	お知らせ通知書に同封して送付
④ 確定申告書のプレプリント用紙	確定申告書用紙に同封して送付

# 天王寺税務署からの連絡事項（管理運営部門）

## 振替納税のお知らせはがき（確定申告分）の送付等について

### e-Taxにより申告された方

関与先又は税理士の方からe-Taxにより申告された場合には、「振替納税のお知らせ」を4月中にメッセージボックスへ格納します（例年格納日 4月10日前後）。

### e-Tax以外の方法で申告された方

e-Tax以外の方法で申告された方で、次のイ、ロに該当する場合には、4月中に「振替納税のお知らせ」はがきを送付します（例年郵便局持込日 4月中旬）。

#### イ 振替納税を利用される税目が申告所得税及び復興特別所得税

- ① 新規の振替利用の方
- ② 直前の振替納付日に引落しができなかった方

（注）申告所得税及び復興特別所得税と併せて消費税及び地方消費税についても振替納税を利用される方に対しては、上記の対象者にかかわらず、送付します。

#### ロ 振替納税を利用される税目が消費税及び地方消費税

利用される方全員

なお、上記に該当しない方には、「振替納税のお知らせ」が送付されませんので、振替期日の周知等の期限内納付指導をお願いします。

# 天王寺税務署からの連絡事項（徴収部門）

## ○ 期限内納付のお願い

個人・法人に関わらず、特に消費税の期限内納付のための納税資金の確保につきまして、引き続きのご指導をお願いいたします。

ダイレクト納付や振替納税など便利な納税方法もありますので、未利用の方につきましては、ご検討・ご指導をよろしくお願ひいたします。

又インボイス発行事業者の登録を受け、免税事業者から課税事業者になられた方におかれましては、初めての消費税を申告される方もおられるかと思ひますので、納付資金の確保のご指導をよろしくお願ひいたします。

# 天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

## 1 令和7年分確定申告について

- 申告書の早期提出及びe-Taxによる提出のお願い

- 確定申告会場

場 所：天王寺税務署 2階大会議室

日 時：令和8年2月16日(月)～令和8年3月16日(月)

相談受付：8時30分～16時 ※ 相談開始は9時15分  
(入場整理券方式(一部LINEによる事前予約あり))

- 税理士支部独自事業(税務支援)

場 所：天王寺納税協会 3階会議室

日 時：令和8年2月12日(木)～令和8年2月20日(金)

# 天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

## 1 令和7年分確定申告について(続き)

- ・ 納税協会無料相談(協議派遣)

場 所 : 天王寺納税協会 3階大会議室

日 時 : 令和8年2月24日(火)、25日(水)

- ・ 期前来場案内

概 要 : 昨年、来署してパソコンで申告書を作成した者一部を対象  
として、スマホ専用会場に来場案内

場 所 : 天王寺税務署 2階大会議室

日 時 : 令和8年2月9日(月)、10日(火)

# 天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

## 1 令和7年分確定申告について(続き)

- ・閉庁日対応

場 所 : TKPガーデンシティPREMIUM大阪梅田新道  
(梅新第一生命ビルディング11階)

日 時 : 令和8年3月1日(日) (1日のみの対応)

※ 確定申告電話相談センターについても、3月1日は対応

# 天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

## 2 自宅等からのe-Taxの更なる推進

- ・ 書かない×確定申告(別添2)

スマホとマイナンバーカードを使用してe-Tax送信

令和7年1月から… 贈与税の申告書も確定申告書作成コーナーで作成可能  
e-Taxがスマホ用電子証明書に対応  
(Android、iPhoneともに可)

- ・ マイナポータル連携で自動入力(別添3)

【連携対象】

○ 収入関係： 紙給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票、  
株式の特定口座年間取引報告書

○ 控除関係： 医療費、ふるさと納税、社会保険、生命保険、地震保険、IDeCo、  
小規模企業共済、住宅ローン控除

# 天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

## 3 法定調書のe-Taxによる提出のお願い(別添4)

- 事業主が給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出すると…  
従業員が所得税の確定申告書を作成する際、マイナポータル連携することで、源泉徴収票の内容を自動入力(500万円以下の源泉徴収票も対象)
- 令和9年1月1日以降、市区町村に給与支払報告書を提出した場合は、税務署に給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなされる(令和5年税制改正)
- 令和7年中に提出する法定調書の枚数が30枚以上となった場合、令和9年に提出する法定調書をe-Tax、クラウド等又は光ディスク等で提出する必要

# 天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

## 4 国外財産調書及び財産債務調書について(別添5)

- ・ その年の12月31において、一定の財産を有している者は、  
その保有する財産の種類、数量、価額等について、それぞれの調書を作成し、  
翌年の6月30日までに提出

# 天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門(資産))

## 5 相続税e-Taxの利用状況

- 令和7年10月末現在

## 6 相続税e-Tax利用のお願い(別添6)

- 国税庁ホームページの専用ページ  
国税庁ホームページ  
⇒ e-Tax  
⇒ 利用者別に探す  
⇒ 税理士及び税理士法人等の方  
⇒ 相続税申告の作成・提出についてよくある質問

# 天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

## 1 源泉所得税のキャッシュレス納付について

別添7「源泉所得税の納付体験コーナー」

## 2 添付書類も含めたe-Tax(ALL e-Tax)の推進について

別添8「法人税の電子申告は4社に3社がALL e-Taxです！！」

# 支部提案議題

1 新年研修会について

2 令和7年分所得税確定申告期における税務相談について

3 その他

# 大阪国税局からのお知らせ

## 税務署の内部事務のセンター化

税務署における内部事務（※）の効率化・高度化を図るとともに、納税者利便の向上や外部事務（調査・徴収事務）の充実・高度化を目指し、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務を専担部署（業務センター）で集約処理する「大阪国税局業務センター室」（センター）を下記の表のとおり設置しています。

※ 内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容についての照会文書の発送などの事務をいいます。

### 《センターの名称等》

センター名称	郵送先	郵便番号	対象署
大阪国税局業務センター	大阪市淀川区木川東2丁目3番1号 東淀川税務署内	532-8548	大阪福島税務署・浪速税務署・西淀川税務署 東成税務署・東淀川税務署・北税務署・大淀税務署
大阪国税局業務センター 大手前分室	大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎1号館 ※ エリア別に郵便番号を分けておりますので、所轄税務署に対応する郵便番号をご記載ください。	540-8542 【大阪①エリア】	西税務署・港税務署・住吉税務署・東住吉税務署 西成税務署・東税務署・南税務署
		540-8543 【大阪②エリア】	岸和田税務署・泉大津税務署 泉佐野税務署・富田林税務署
大阪国税局業務センター 神戸分室	神戸市中央区港島中町2丁目1番10号 神戸税関ポートアイランド出張所内	650-8540	灘税務署・兵庫税務署・長田税務署・須磨税務署 神戸税務署
大阪国税局業務センター 阪神分室	尼崎市若王寺3丁目11番46号 ※ エリア別に郵便番号を分けておりますので、所轄税務署に対応する郵便番号をご記載ください。	661-8521 【京都エリア】	福知山税務署・舞鶴税務署・宇治税務署 宮津税務署・園部税務署・峰山税務署
		661-8522 【兵庫①エリア】	尼崎税務署・洲本税務署・芦屋税務署・伊丹税務署
		661-8523 【兵庫②エリア】	相生税務署・豊岡税務署・加古川税務署 龍野税務署・西脇税務署・三木税務署・社税務署 和田山税務署・柏原税務署
		661-8524 【奈良エリア】	奈良税務署・葛城税務署・桜井税務署・吉野税務署
		661-8525 【和歌山エリア】	和歌山税務署・海南税務署・御坊税務署 田辺税務署・新宮税務署・粉河税務署・湯浅税務署

### 【ご留意いただきたい事項】

#### ① センターへの申告書・申請書等の提出

○ 上記の表にある税務署に、申告書・申請書等を提出する場合は、以下のとおりご対応をお願いします。

● e-Tax（データ）により提出する場合は、所轄税務署へ送信願います。

● 書面により提出する場合は、センターへ直接郵送願います。

※ 1 郵送による提出先となるセンターの所在地は、上記の表のとおりです。

※ 2 書面の申告書・申請書等の書類を、センターへ直接持ち込むことはできません。

※ 3 所轄税務署の窓口及び時間外受取箱へ提出も可能ですが、センターへの郵送にご協力願います。

#### ② センターから納税者・税理士の皆様への問合せ

○ センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するため、電話や文書により問合せをさせていただきます。

※ センターから送付する文書によって、行政指導の責任者が国税局長となる場合があります。

#### ③ 従来どおり所轄税務署で行うもの

○ 納税証明書の交付

⇒ 納税証明書を郵送で請求される場合は、封筒に「納税証明書交付請求書在中」と明記の上、所轄税務署へ送付してください（納税証明書の取得は、便利なオンラインでの請求を是非ご利用ください。）。

○ 現金による国税の納付

⇒ 自宅やオフィスから納付可能なキャッシュレス納付もご利用いただけます。是非ご利用ください。

○ 面接による相談等の窓口対応

⇒ 面接による相談を希望される場合は、所轄税務署に相談日時を予約の上、来署願います。

（注）国税に関する質問は、国税庁ホームページ「チャットボット」や「タックスアンサー」をご利用ください。

電話による税務相談は、国税相談専用ダイヤル（0570-00-5901）等をご利用の上、電話相談センターにお問い合わせください。

※ 上記の取組は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

### （令和8年7月10日以降に新たに内部事務のセンター化の対象となる税務署）

センター名称	対象署
大阪国税局業務センター	天王寺税務署・生野税務署・阿倍野税務署
大阪国税局業務センター大津分室 <b>【新設】</b>	大津税務署・彦根税務署・長浜税務署・近江八幡税務署・草津税務署・水口税務署・今津税務署
大阪国税局業務センター城東分室 <b>【新設】</b>	旭税務署・城東税務署・枚方税務署・門真税務署・東大阪税務署
大阪国税局業務センター大手前分室	堺税務署・豊能税務署・吹田税務署・茨木税務署・八尾税務署
大阪国税局業務センター阪神分室	上京税務署・左京税務署・中京税務署・東山税務署・下京税務署・右京税務署・伏見税務署 姫路税務署・明石税務署・西宮税務署



## 税務署の内部事務のセンター化（行政指導等の一部の集約処理）

大阪国税局管内全署の行政指導等の一部を集約処理するセンターを下記の表のとおり設置しています。

### 《センターの名称等》

センター名称	担当事務	対象署
大阪国税局業務センター 大阪福島分室	資料情報及び個人課税事務	滋賀県下全7税務署・京都府下全13税務署 奈良県下全4税務署・和歌山県下全7税務署
	資産課税事務	大阪国税局管内全83税務署
大阪国税局業務センター 西淀川分室	法人課税及び間接諸税事務	大阪国税局管内全83税務署
大阪国税局業務センター 南分室	資料情報及び個人課税事務	大阪府下全31税務署
大阪国税局業務センター 長田分室	資料情報及び個人課税事務	兵庫県下全21税務署

### 《主な事務の内容》

#### ○ 照会文書等の発送

上記の表のセンターから発送する主な文書は下記の表のとおりです。

区分	文書名等
資料情報事務	・ 支払調書等のe-Tax等による提出について
個人課税事務	・ 所得税（及び復興特別所得税）の確定申告書の見直し・確認について
資産課税事務	・ 相続税の申告についてのお尋ね
法人課税事務	・ 無申告法人等に対する文書
間接諸税事務	・ 収入印紙の貼付状況に係るお尋ね文書

### 【ご留意いただきたい事項】

センターから送付する文書によって、行政指導の責任者が国税局長となる場合があります。

## 書面で申告書等を提出する皆様へのお知らせ

令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行っておりません

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行っておりません。

申告書等を書面で提出する際は、申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」とは、国税庁・国税局・税務署に提出（送付）される全ての文書です。

申告書等をe-Taxにより提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

また、e-Taxを利用してない場合も含めて、申告書等の提出事実・提出年月日を忘失した場合等の確認方法については、  
国税庁ホームページをご覧ください。

詳細はこちら▶



# 書かない ✕ 確定申告／ マイナンバーカードでe-Tax

いつでも どこでも  
初めてでも 安心♪



スマホで  
サクっと♪

すでに  
約 70% の方が  
e-Taxで  
申告しています!!



確定申告書等作成コーナーなら  
金額等を入力するだけで  
自動計算で申告書が完成！



作成コーナー



マイナポータル連携で  
控除証明書等のデータが  
自動入力できる！



マイナポータル連携  
の詳細はこちラ



※ご利用には事前準備が必要です



## e-Taxの5つのメリット

自宅から  
申告可能



確定申告期間  
24時間利用可能



※メンテナンス時間を除きます

申告書が  
データで取得可能



添付書類  
提出不要



※一部の書類を除きます

早期還付  
(3週間程度で還付)



書面提出の場合は  
1か月～1か月半程度で還付



国税庁 法人番号7000012050002

# 確定申告書等作成コーナーのご利用に当たって

## 作成できる申告書等

- ・所得税の申告書
- ・消費税の申告書
- ・青色申告決算書・収支内訳書
- ・贈与税の申告書



令和7年1月から  
所得税のすべての画面が  
スマホで  
見やすくなります♪

## e-Taxに必要なもの

- ✓ **マイナンバーカード**  
※マイナンバーカード及び電子証明書の  
有効期限にご注意ください
- ✓ **マイナンバーカード読み取対応のスマホ**  
(又はICカードリーダライタ)
- ✓ **マイナンバーカードのパスワード2つ**
  - ① 署名用電子証明書のパスワード  
(英数字6~16文字)
  - ② 利用者証明用電子証明書のパスワード  
(数字4桁)

スマホに  
マイナポータルアプリ  
をインストール



パスワードを忘れた場合やロックされた場合の  
対処法については、公的個人認証サービスの  
ポータルサイトをご確認ください。



## 令和7年1月からe-Taxがスマホ用電子証明書に対応！

- **マイナンバーカードをスマホで  
読み取らなくても、  
申告書の作成・e-Tax送信が  
できるようになります！**
- **利用者証明用電子証明書の  
パスワードはスマホの  
生体認証機能を利用できます！**  
(機種によって異なります)

Android™のみ対応しています

※ご利用には、スマホでマイナポータルから  
スマホ用電子証明書の利用申請・登録をする  
必要があります。

スマホ用電子証明書  
について詳しくはこちら



／ 読取不要 ／



## 申告に困ったときは

### ▶ 動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナーの  
操作方法などを動画でご案内



### ▶ チャットボット「ふたば」

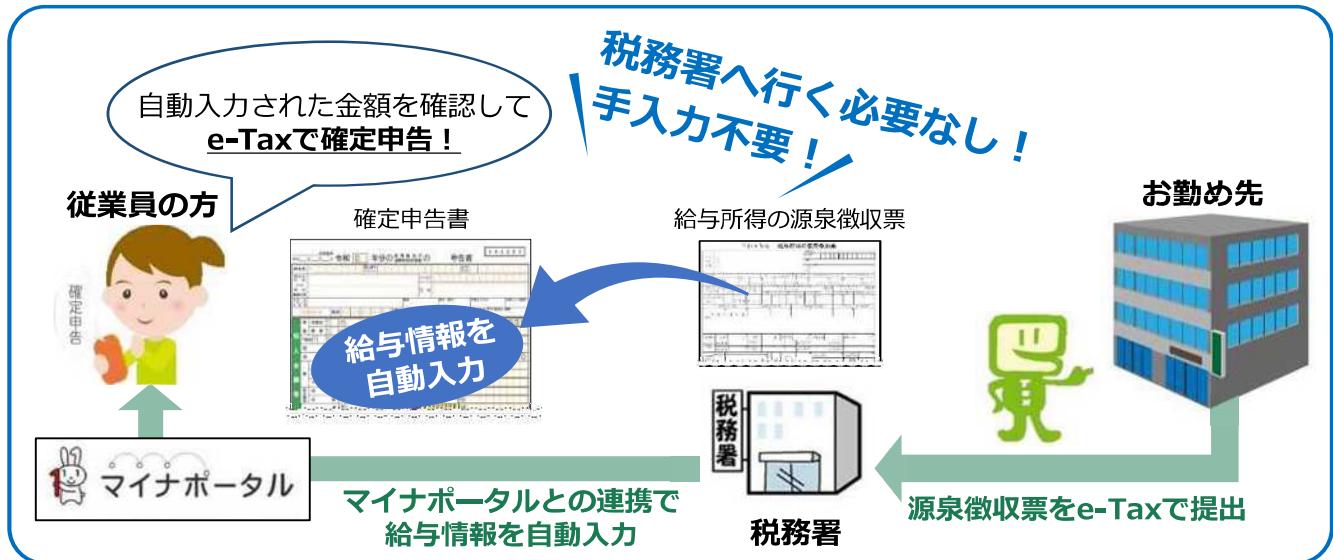
ご質問したいことをメニューから選択するか、入力いただぐと  
「税務職員ふたば」(AI)が回答



・このチラシには開発中の内容が含まれておりますので、実際の内容と異なる場合があります。  
・Androidの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。

# 給与所得の確定申告がさらに簡単に! 「給与所得の源泉徴収票」 の情報を確定申告書に自動入力!

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、「給与所得の源泉徴収票」の情報を自動入力できます。



- 令和5年分以降の所得税の確定申告が対象です。
- お勤め先からe-Taxで提出された「給与所得の源泉徴収票」が自動入力の対象となります。

※お勤め先の「給与所得の源泉徴収票」の提出状況については、お勤め先へご確認ください。

## 利用に当たっての手続

「給与所得の源泉徴収票」の自動入力機能を利用するためには、確定申告をする数日前までに、初回のみ※以下の2つの事前準備が必要です。

※一度設定すれば、来年以降の申告の際、これらの事前準備は不要です。

### ① マイナポータルとe-Taxの連携

詳しくは、国税庁ホームページの  
「マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備」  
をご確認ください。



### ② e-Taxマイページの「本人確認／情報取得希望」の登録

②の登録方法は裏面をご確認ください

# ○e-Taxマイページの「本人確認／情報取得希望」の登録方法

初回のみ

※画面はイメージです。実際の画面と異なる場合があります。

1.マイナポータル ログイン

トップページから、「確定申告 の事前準備」を押下

2.「事前準備をはじめる」を押下

3.「給与」を選択し、「次へ」を押下

4.「登録」を押下



5.「登録」を押下

(e-Taxのページが表示されます。) カナ氏名の入力とマイナンバーカードの読み取りを実施

6.「e-Taxからの情報取得を希望する」を押下



7.以下のメッセージが表示されれば、登録完了

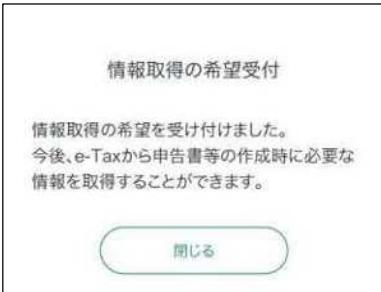
情報取得の希望受付

情報取得の希望を受け付けました。  
今後、e-Taxから申告書等の作成時に必要な情報取得することができ、e-Taxから申告書等の作成時に必要な情報取得することができるようになります。

閉じる

! カナ氏名は、源泉徴収票に記載されるものを入力してください。

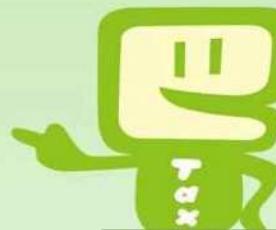
! マイナンバーカードの券面事項入力補助用  
パスワード（4桁数字）、署名用パスワード（6桁～16桁英数字）の2つが必要です。



! 詳しくは、国税庁ホームページ「給与情報のマイナポータル連携」特設ページをご確認ください。

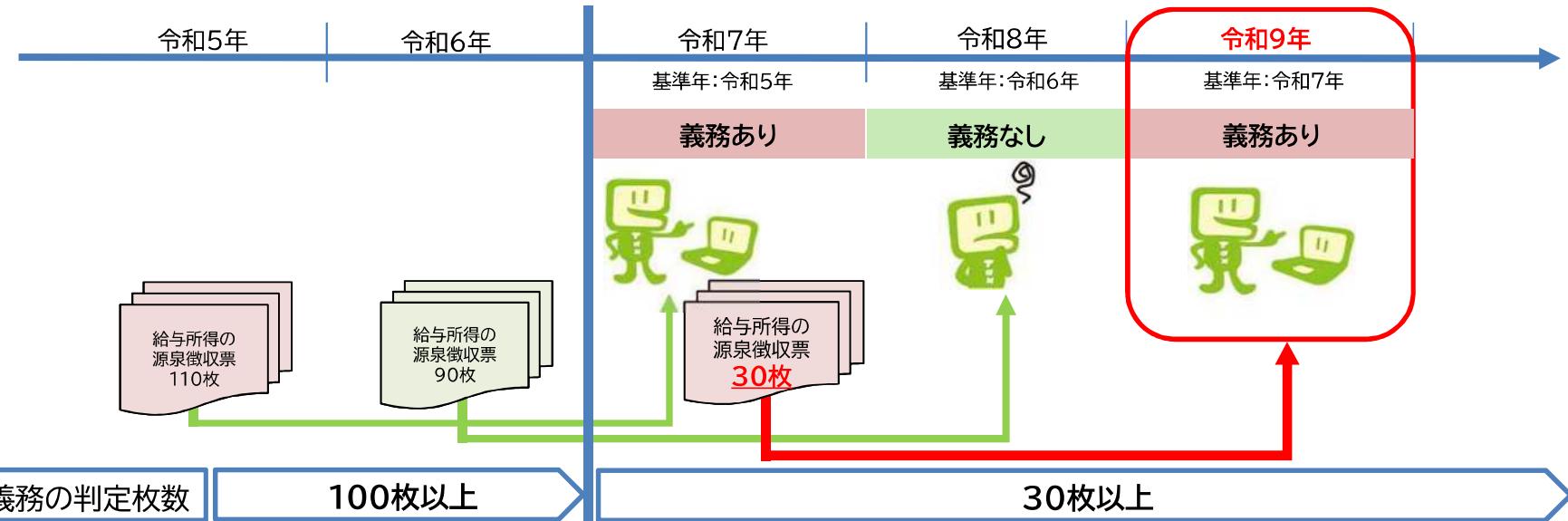


# e-Tax等による法定調書の提出が義務化されています！



法定調書の種類ごとに、前々年(基準年)に提出すべきであった当該法定調書の枚数が**100枚以上**である法定調書については、e-Tax、クラウド等又は光ディスク等(以下「e-Tax等」といいます。)による提出が必要です。

例えば、令和5年に提出すべき「給与所得の源泉徴収票」の枚数が**100枚以上**であった場合には、令和7年に提出する「給与所得の源泉徴収票」はe-Tax等による提出が必要となります。



義務化の基準が引き下げられます！

令和9年1月以後に提出する法定調書から、基準年の提出枚数が**100枚以上**から**30枚以上**に変更されます。

令和7年中に提出する法定調書の枚数が**30枚以上**となった方は、令和9年に提出する法定調書のe-Tax等による提出が必要です。e-Tax等による提出のご準備をお願いします。

ご提出には、特にe-Taxソフト(WEB版)又は、eLTAX(地方税ポータルシステム)が便利です。



(e-Tax等義務化)

(eLTAX)



国税庁 法人番号 000012050002  
別添4

令和6年10月



# 「国外財産調書制度」のあらまし

## ◎ 国外財産調書を提出しなければならない方

居住者の方（非永住者の方を除きます。）で、その年の12月31日においてその価額の合計額が500万円を超える国外財産を有する場合には、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の6月30日までに、住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

また、国外財産調書の提出に当たっては、別途「国外財産調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

（注）相続の開始の日の属する年（相続開始年）の年分の国外財産調書については、その相続又は遺贈により取得した国外財産（相続国外財産）を記載しないで提出することができます。この場合において、相続開始年の年分の国外財産調書の提出義務については、国外財産の価額の合計額からその相続国外財産の価額の合計額を除外して判定します。

## ◎ 国外財産調書への記載事項

国外財産調書には、氏名、住所（又は居所等）及びマイナンバー（個人番号）のほか、国外財産の種類、数量、価額、所在等を記載することとされています。また、国外財産に係る事項については、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に記載する必要があります。

国外財産の価額は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。また、外貨で表示されている国外財産の邦貨換算は、同日における外国為替の売買相場により行うものとされています。

（注）国外財産調書を提出する方が財産債務調書を提出する場合、財産債務調書には国外財産に係る事項（国外財産の価額を除きます。）の記載を要しないこととされています。

## ◎ 過少申告加算税等の特例

- ① 国外財産調書を提出期限内に提出した場合に、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときは、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%軽減されます。
- ② 国外財産調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%加重されます（相続国外財産について、相続国外財産を有する方の責めに帰すべき事由がなく提出等がない場合には、加重の対象となりません。）。

## ◎ 罰則

国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。ただし、正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合については、情状により、その刑を免除することができることとされています。

詳しくは、[国外財産調書制度（FAQ）](#)をご覧ください。



【FAQ】



国税庁

（法人番号7000012050002）

## 国外財産調書の提出には、パソコンからの e-Tax をご利用ください！！

### ① 利用者識別番号の取得

e-Tax をご利用いただくには、利用者識別番号（半角 16 桁の番号）が必要です。

利用者識別番号は、パソコン又はスマートWEB からマイナンバーカードを使って取得することができます。

なお、e-Tax ソフトを利用すれば、税理士の方が納税者ご本人の利用者識別番号を代理で取得して、国外財産調書を送信することもできます。

- 詳しくは、e-Tax ホームページの「ご利用の流れ」をご確認ください。



### ② 電子署名

国外財産調書のデータをパソコンで送信する際には、そのデータについて、納税者ご本人の電子署名を付与していただいております。

マイナンバーカードとスマホがあれば、お使いのパソコンに表示される QR コードをスマホにインストールした「マイナポータルアプリ」で読み取ることで、IC カードリーダライタを使わずに電子署名を付与して送信することができます。

なお、次の条件を全て満たすと、税理士の方が納税者ご本人に代わって送信することができます。

- 基本情報の税理士等の利用者識別番号欄等に税理士の方の情報を入力する。
- 税理士の方が申告・申請等データに電子署名を付与する。
- 税理士の方が申告・申請等データを送信する。

iPhone Android



【マイナポータルアプリ】



【QR コード認証】

### ③ e-Tax ソフトのダウンロード（無料）

e-Tax ホームページから e-Tax ソフトをパソコンにダウンロードしてください。

国外財産調書は「法定調書関係」の税目から作成できます。

### ④ e-Tax ソフトの利用者ファイルの作成

マイナンバーカードを利用して e-Tax ソフトで利用者ファイルを作成してください。

- e-Tax ソフト操作マニュアル



【マニュアル】

### ⑤ 国外財産調書データの作成・送信

「国外財産調書」及び「国外財産調書合計表」の画面イメージを利用して、国外財産の情報を入力します。

作成が終わったら、データに電子署名を付与し、住所地等の所轄税務署宛に送信してください。

### ⑥ 受付結果の確認

送信後、受付結果（受信通知）が e-Tax のメッセージボックスに格納されますので、ご確認ください。

### ⑦ 事前準備、送信方法などに関するお問合せ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク : 0570-01-5901

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00

（休祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除きます。）



【よくある質問】

お問合せの際には事前に、e-Tax ホームページ「よくある質問」をご確認ください。

QR コードは、株式会社デンソーウエーブの登録商標です。  
iPhone の名称は、米国及び他の国々で登録された Apple Inc. の商標です。iPhone の商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。  
Android の名称は、Google LLC の商標です。

令和5年9月

# 「財産債務調書制度」のあらまし

## ◎ 財産債務調書を提出しなければならない方

次の①又は②に該当する場合は、保有する財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を、その年の翌年の6月30日までに、所得税の納税地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

- ① 所得税の確定申告書を提出する必要がある方又は所得税の還付申告書（その年分の所得税の額の合計額が配当控除の額及び年末調整で適用を受けた住宅借入金等特別控除額の合計額を超える場合におけるその還付申告書に限ります。）を提出することができる方で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2000万円を超え、かつ、その年の12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の有価証券等を有する場合
- ② 居住者の方で、その年の12月31日においてその価額の合計額が10億円以上の財産を有する場合（令和5年分以降の財産債務調書について適用されます。）

また、財産債務調書の提出に当たっては、別途「財産債務調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

（注）相続の開始の日の属する年（相続開始年）の年分の財産債務調書については、その相続又は遺贈により取得した財産又は債務（相続財産債務）を記載しないで提出することができます。この場合において、相続開始年の年分の財産債務調書の提出義務については、財産の価額の合計額からその相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額を除外して判定します。

## ◎ 財産債務調書への記載事項

財産債務調書には、氏名、住所（又は居所等）及びマイナンバー（個人番号）のほか、財産の種類、数量、価額、所在並びに債務の金額等を記載することとされています。また、財産及び債務に係る事項については、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に記載する必要があります。

財産の価額は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。

（注）財産債務調書を提出する方が国外財産調書を提出する場合、財産債務調書には国外財産に係る事項（国外財産の価額を除きます。）の記載を要しないこととされています。

## ◎ 過少申告加算税等の特例

- ① 財産債務調書を提出期限内に提出した場合に、財産債務調書に記載がある財産又は債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときは、その財産又は債務に係る過少申告加算税等が5%軽減されます。
- ② 財産債務調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産又は債務の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その財産又は債務に関して所得税の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、その財産又は債務に係る過少申告加算税等が5%加重されます（相続財産債務について、相続財産債務を有する方の責めに帰すべき事由がなく提出等がない場合には、加重の対象となりません。）。

詳しくは、[財産債務調書制度（FAQ）](#)をご覧ください。



【FAQ】



国税庁  
(法人番号7000012050002)

## 財産債務調書の提出にはe-Taxをご利用ください！！

### ① 利用者識別番号の取得

e-Taxをご利用いただくには、利用者識別番号（半角16桁の番号）が必要です。

利用者識別番号は、パソコン又はスマートWEBからマイナンバーカードを使って取得することができます。

なお、e-Taxソフトを利用すれば、税理士の方が納税者ご本人の利用者識別番号を代理で取得して、財産債務調書を送信することもできます。

- 詳しくは、e-Taxホームページの「[ご利用の流れ](#)」をご確認ください。



【ご利用の流れ】

### ② 電子署名

財産債務調書のデータを送信する際には、そのデータについて、納税者ご本人の電子署名を付与していただいております。

マイナンバーカードとスマホがあれば、スマホにインストールした「マイナポータルアプリ」で電子署名を付与して送信することができます。パソコンをお使いの方も、マイナンバーカードとスマホがあれば、「マイナポータルアプリ」でお使いのパソコンに表示されるQRコードを読み取ることで、ICカードリーダライタを使わずに電子署名を付与して送信することができます。

なお、次の条件を全て満たすと、税理士の方が納税者ご本人に代わって送信することができます。

- 基本情報の税理士等の利用者識別番号欄等に税理士の方の情報を入力する。
- 税理士の方が申告・申請等データに電子署名を付与する。
- 税理士の方が申告・申請等データを送信する。

Phone    Android



【マイナポータルアプリ】



【QRコード認証】

### ③ e-Taxソフトのダウンロード（無料）※パソコンの方

[e-Taxホームページ](#)からe-Taxソフトをパソコンにダウンロードしてください。

財産債務調書は「法定調書関係」の税目から作成できます。

### ④ e-Taxソフトの利用者ファイルの作成 ※パソコンの方

マイナンバーカードを利用してe-Taxソフトで利用者ファイルを作成してください。

- [e-Taxソフト操作マニュアル](#)



【マニュアル】

### ⑤ 財産債務調書データの作成・送信

「財産債務調書」及び「財産債務調書合計表」の画面イメージを利用して、財産債務の情報を入力します。

作成が終わったら、データに電子署名を付与し、所得税の納税地等の所轄税務署宛に送信してください。

### ⑥ 受付結果の確認

送信後、受付結果（受信通知）がe-Taxのメッセージボックスに格納されますので、ご確認ください。

### ⑦ 事前準備、送信方法などに関するお問合せ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク：0570-01-5901



受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00

【よくある質問】

（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）

お問合せの際には事前に、e-Taxホームページ「[よくある質問](#)」をご確認ください。

QRコードは、株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

Androidの名称は、Google LLCの商標です。

令和5年9月

税理士の皆さんへ

# 相続税e-Taxをご利用ください

相続税e-Taxを利用する場合の7つのポイントを裏面で紹介

相続税申告のオンライン利用率



利用率は3年前と比べて  
**2倍**に上昇！

※令和7年3月末時点の利用率(速報値)です。

税理士の皆さんからのご意見等を踏まえた利便性向上策

## 税理士による贈与税申告情報の確認 (R7.5~) NEW

- ◆ e-Taxのマイページにおいて、相続人が過去にe-Tax送信した贈与税申告情報の確認が可能 (R7.1~)
- ◆ 相続人と委任関係の登録を行った税理士も相続人のマイページから贈与税申告情報の参照が可能

## 添付書類等のスキャナ読み取り要件の見直し (R7.4~) NEW

- ◆ イメージデータ (PDF) のカラー要件を見直し、グレースケール (白黒など) で送信可能
- 令和7年3月まではカラー階調 (いわゆる、フルカラー) によりスキャナ読み取り等を行う必要がありました。

## 利用者識別番号確認手続の簡素化 (R6.12~) NEW

- ◆ 複数人分の利用者識別番号を一度の「変更等届出書」の送信で確認可能
- 利用者識別番号の有無等は税務署 (又は業務センター) から税理士に電話で回答

## 提出をお願いしている添付書類の削減 (R5.1~)

- ◆ 固定資産評価明細書、登記事項証明書、預貯金の残高証明書等は原則提出不要

「相続税e-Tax特設サイト」のお知らせ

- 相続税e-Taxに関するFAQや、利用者識別番号の確認方法など、参考となる情報を掲載しています。

Check!

閲覧は  
こちらから

相続税e-Tax  
特設サイト



# 相続税e-Taxを利用する場合の7つのポイント

## 申告書作成前の相続人への説明時

### ① 相続人の「利用者識別番号」を確認

- 利用者識別番号が不明な場合は「**変更等届出書**」をe-Tax送信
- 利用者識別番号の有無等を税務署又は業務センターから税理士に**電話**で連絡  
※ パスワードの解除は不要です。



「変更等届出書」の入力方法

### ② 相続人に「委任関係の登録」について説明

- e-Tax上で「**委任関係の登録**」を実施  
※ 「委任関係の登録」により相続人のe-Taxマイページ参照権限が税理士に付与されます。



委任登録の方法

◆ 納付が見込まれる場合には、ダイレクト納付利用届出書の準備いただくことをおすすめします。

## 相続税申告に必要となる資料の収集時

### ③ マイページから「贈与税申告情報」を確認

- 委任関係の登録を行った**相続人のマイページ**を参照
- 「贈与税関係」メニューから**贈与税申告情報**を確認  
※ 確認できる情報はe-Taxで送信された申告に限ります。



マイページの贈与税申告情報

### ④ 収集した書類はPDFで保管

- 収集した書類は**PDFで保管**  
※ 相続人から預かった書類をスキャンしてPDF化。

## 相続税申告のe-Tax送信時

### ⑤ 添付書類はイメージデータ（PDF）で送信

- イメージデータ（PDF）は**グレースケール（白黒など）**でも可能
- 1回の送信で**14MB**まで送信が可能（合計11回：最大154MBの送信が可能）



イメージデータで送信可能な添付書類

### ⑥ 申告書の提出状況はe-Taxの受信通知で確認

- e-Tax受信通知画面から**申告書の提出状況**を確認
- 申告書の提出日時はいつでも確認が可能



納付手続

## 相続税の納付時

### ⑦ 相続税の納付もキャッシュレス

- キャッシュレス納付なら税務署や金融機関等への**窓口に行く必要なし**
- 税理士が納税者に代わって**ダイレクト納付**の手続を行うことが可能  
※ ダイレクト納付を利用する場合は、事前に「ダイレクト納付利用届出書」の提出が必要となります。

## e-Taxの事前準備・送信方法・エラー解消などの使い方に関するお問い合わせ

### ● WEBで解決

e-Taxのご利用に当たって、皆さまから寄せられた質問を、e-Taxホームページへ掲載しています。  
e-Tax全般に関する質問につきまして、まずは「よくある質問（Q&A）」をご覧ください。



e-Taxに関するお問い合わせ先

### ● 電話によるお問い合わせ

e-Tax・作成コーナーへリブデスク 0570-01-5901  
受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（休祝日及び12月29日～1月3日を除く）



国税庁 法人番号7000012050002

令和7年5月

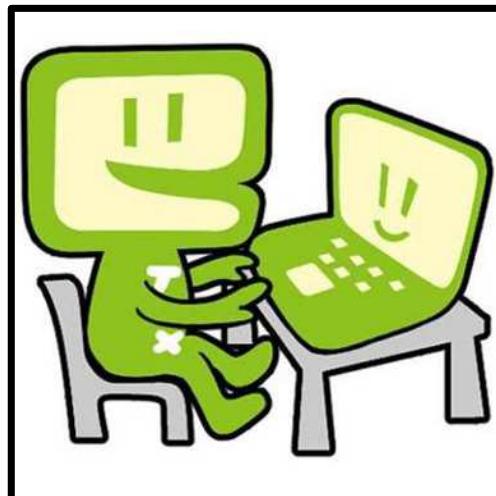


# 源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーを開設しました

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーとは、e-Taxソフト(WEB版)と同様の画面操作を用いて、徴収高計算書の作成・送信・納付手続を体験できるデモ操作ツールです。

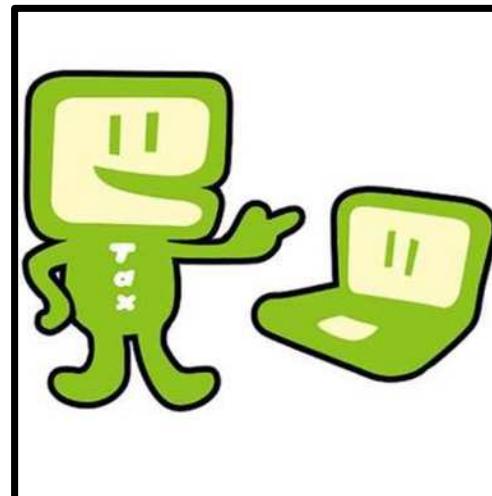
※体験できる機能は一部のみ

**e-Taxによるキャッシュレス納付の利便性をぜひご体験ください**



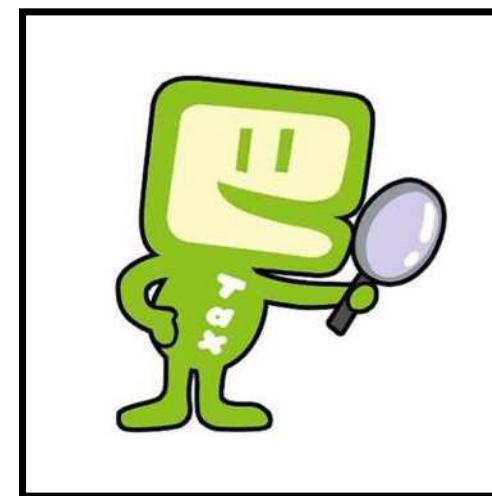
## 事前準備不要

パソコンやスマートフォンがあれば今すぐお試しいただけます。  
e-Taxの操作性を気軽に体験することができます。



## 何度でも操作可能

デモ操作ですので、ミスを気にすることなく、利用できます。  
パソコンの操作が苦手な方でも、安心して利用できます。



## 操作確認用に

デモ操作の画面を確認しながら、実際のe-Taxの操作を行う使い方もできます。

## 納 税 に 関 す る 総 合 案 内

● 「納税に関する総合案内」においては、主に以下の1~7に該当する方を対象として、国税庁ホームページ上にある納税に関する情報にスムーズにアクセスしていただけるよう、ご案内しています。

■ 納付手続に関する情報（各種納付方法・納期限・振替日など）を知りたい方

1. 納付手続に関する情報を  
知りたい方 ▶

源泉所得税のキャッシュレス  
納付体験コーナーはこれら  
(e-Taxホームページ)

■ 計画的な納税（資金の積立て）の方法や納税が困難な場合の相談窓口などを知りたい方

### 税の情報・手続・用紙

▶ 税について調べる

▶ 申告手続・用紙

▶ 納税・納税証明書手続

• 紳税に関する総合案内

• 紳税証明書

• 延納・物納申請等

• 延滞税

▶ 税理士に関する情報

▶ お酒に関する情報

こちらから

# e-Tax申告法人の 4社に3社がALL e-Taxです！！

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）を推進しています。



## ALL e-Tax のメリット

### 業務の効率化



発送の手間や税務署へ行く手間を解消

### ペーパーレス化



書類の保管場所が不要  
遠隔地でも書類が確認可能

### コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減



## 法人税の電子申告のQ&A

### 01

添付書類を含めたe-Tax（ALL e-Tax）の利用はどのくらい進んでいますか？

e-Taxで申告した法人の4社に3社が、ALL e-Taxです。

### 02

e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は決まっていますか？

法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

◆財務諸表 **XBRL形式・CSV形式**

◆勘定科目内訳明細書

**XML形式・CSV形式**

※ 上記の添付書類はPDF形式による提出が認められていません。

### 03

CSV形式で財務諸表を作成し、e-Taxで送信する方法を教えてください。

[「国税庁動画チャンネル」](#)に動画を掲載しています。

※ 財務諸表データの提出方法については裏面をご覧ください。

YouTube

「国税庁動画チャンネル」



国税庁 法人番号7000012050002

令和6年10月

Check



## 財務諸表データの作成方法

〔「会計ソフト」と「税務（申告）ソフト」の互換性に応じた対応〕

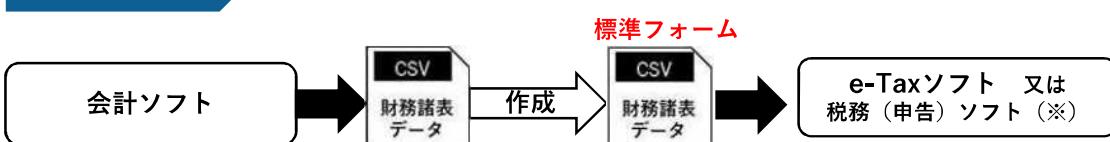
### パターン① ソフト間に互換性がある



**税務（申告）ソフトからe-Taxに送信することができます！！**

※ 会計ソフトからのデータの出力方法や税務（申告）ソフトへの取り込み方法は、ご利用のソフト会社にお問い合わせください。

### パターン② ソフト間に互換性がない



**標準フォームを活用し、CSV形式のデータを作成します。**

**作成後、e-Taxソフトからe-Taxに送信することができます！！**

※ ご利用の税務（申告）ソフトによっては、国税庁標準フォームに加工した財務諸表データ（CSV形式）を取り込んで送信することも可能です。

Check

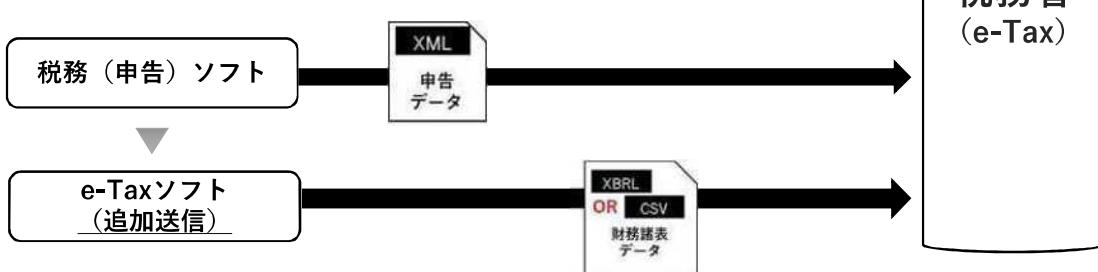


## 財務諸表データのe-Tax送信方法

### パターン① 申告データと同時送信



### パターン② 申告データ送信後にe-Taxソフトで追加送信



※標準フォームの場合はCSV形式

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

